

# 国立大学法人豊橋技術科学大学受託試験取扱規程

(平成16年4月1日規程第101号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人豊橋技術科学大学(以下「本法人」という。)において、外部からの委託に応じて行う試験、分析等(以下「受託試験」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(受託試験事項及び受託試験料金)

第2条 受託試験事項及び同試験事項に係る受託試験料金は別に定める。

(委託手続)

第3条 受託試験を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、別紙様式1の受託試験依頼書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の要件及び通知)

第4条 学長は、当該受託試験が教育研究上有意義であり、かつ、本法人の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、これを承認することができる。

2 学長は、前項により受託を承認した場合は、別紙様式2の受託試験受入通知書により、その旨を委託者に通知するものとする。

(受託試験料金の納付)

第5条 前条第2項による通知を受けた者は、当該受託試験の開始前に受託試験料金を納付しなければならない。ただし、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係の機関又は地方公共団体である場合においては、この限りでない。

2 納付された受託試験料金は返付しない。

(試料の取扱い)

第6条 受託試験のために提出された試料は、原則として委託者に返還する。

2 試料の提出及び返還に関する費用は、委託者の負担とする。

(受託試験結果の通知)

第7条 学長は、受託試験を終了したときは、別紙様式3の受託試験結果通知書により、その結果を委託者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、受託試験に必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 豊橋技術科学大学受託試験取扱規程(昭和55年9月25日制定)は、廃止する。